

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲斐市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなりスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務を行うために「国民健康保険税システム等」を使用している。
- ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。
- ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。

評価実施機関名

甲斐市長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ②国民健康保険税の納付証明書発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤公金受取口座情報の取得及び利用 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	国民健康保険税システム、収納システム、滞納整理システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税ファイル、収納ファイル、滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条、第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【情報提供の根拠】 2.3.6.13.42.48.56.65.69.83.87.115.125.131.158.161.173の項 【情報照会の根拠】 48.69.71の項 【公金受取口座に係る事務】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条、第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険課 財政部 収納課
②所属長の役職名	市民生活部 保険課長 財政部 収納課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 市民生活部保険課、財政部収納課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1665(保険課)、055-278-1680(収納課)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・特定個人情報等を含む届出書等の受付及び保管、廃棄等において人手を介在する局面があるが、受付し処理後は直ちに共同の場所へ置き、業務終了後には施錠できるロッカーに保管している。その後は整理した上で入室管理された書庫へ保存している。また、廃棄の際には、特定個人情報を含む書類については、他の廃棄書類とは別に総務課へ申出の上、適切に廃棄している。

9. 監査

[自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策		[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・甲斐市情報セキュリティ対策基準を遵守し、情報漏えい等を防ぐための物理的安全管理措置・技術的安全管理措置等を講じている。具体的には、窓口において個人情報を提供する際は、本人確認を徹底している。個人情報を含む書類の保管については施錠出来るロッカーへ入れている。また、保存の際には入室管理された書庫に置いている。特定個人情報を含む書類等の廃棄の際には、複数人で確認のうえ総務課へ申し出て、他の書類等とは別に廃棄処理を行っている。また、国保関連システム等の利用権限については、業務に必要な権限に限定している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	特記事項	・本事務を行うために「国民健康保険税システム等」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持にかかる条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員や委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの検査権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止、記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。	・本事務を行うために「国民健康保険税システム等」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持にかかる条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。	事後	
平成29年3月13日	I. ①. ②事務の概要中	地方税法に基づき	地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき	事後	
平成29年3月13日	I. ①. ②事務の概要中	番号法別表第二に基づき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき	事後	
平成29年3月13日	I. ③. 法令上の根拠中	平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
平成29年3月13日	I. ④. ②法令上の根拠中	平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】第20条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】なし 【情報照会】第20条	事後	
平成29年3月13日	I. ⑤. ②所属長	市民部 保険課長 安藤 佳俊 市民部 収納課長 石合 雅史	市民部 保険課長 加藤 文雄 市民部 収納課長 高島 悟	事後	
平成29年3月13日	II. ①. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年3月13日	II. ②. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
令和1年6月19日	I. ⑤. ②所属長の役職名	市民部 保険課長 加藤 文雄 市民部 収納課長 高島 悟	市民部 保険課長 市民部 収納課長	事後	
令和1年6月19日	II. ①. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月19日	II. ②. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月17日	IV.リスク対策				5年経過による評価の再実施
令和2年3月17日	評価の再実施				5年経過による評価の再実施
令和2年3月17日	II. ①. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年3月17日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和2年3月17日	II. ②. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年3月17日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和3年9月1日	I. ④. ②法令上の根拠中	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和6年1月22日	I. ①. ②事務の概要中		「⑤公金受取口座情報の取得及び利用」を挿入、以降番号を修正	事前	
令和6年1月22日	I. ③. 法令上の根拠中		「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条、第9条」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条13号」を追加	事前	
令和6年1月22日	I. ④. ②法令上の根拠中	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】第27項	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】第42項 【情報照会】第27、121項	事後	
令和6年1月22日	I. ④. ②法令上の根拠中	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】なし 【情報照会】第20条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】第25条 【情報照会】第20条	事後	
令和6年1月22日	II. ①. いつ時点の計数か	令和2年3月17日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年1月22日	II. ②. いつ時点の計数か	令和2年3月17日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年1月22日	IV. ⑧. 監査		自己点検に○を追加	事後	
令和7年4月1日	I. ①. ②事務の概要	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事後	法令の改正に伴うもの
令和7年4月1日	I. ③. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項 別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法令の改正に伴うもの
令和7年4月1日	I. ④. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】第42 【情報照会】第27、121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】第25条 【情報照会】第20条	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【情報提供の根拠】 2.3.6.13.42.48.56.65.69.83.87.115.125.131.158.16 1.173の項 【情報照会の根拠】 48.69.71の項	事後	法令の改正に伴うもの
令和7年4月1日	I. ⑤. ①部署	市民部 保険課 市民部 収納課	市民生活部 保険課 財政部 収納課	事後	
令和7年4月1日	I. ⑤. ②所属長の役職名	市民部 保険課長 市民部 収納課長	市民生活部 保険課長 財政部 収納課長	事後	
令和7年4月1日	I. ⑧. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部保険課、収納課	市民生活部保険課、財政部収納課	事後	
令和7年4月1日	I. 関連情報		9.規則第9条第2項の適用	事後	
令和7年4月1日	II. ①. いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II. ②. いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV.リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	
令和7年9月12日					システム標準化に伴う評価の再実施